

JICA 環境社会配慮ガイドライン第8回フォローアップ委員会

日時 平成16年5月24日(月) 午前10時開会

場所 JICA 東京国際センター オリエンテーションルーム

◇出席委員 (敬称省略)

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	吉田 恒昭	東京大学新領域研究科国際環境協力コース教授
共同議長／委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員(代理人出席)	斉藤 貢	社団法人海外環境協力センター
共同議長／委員	作本 直行	アジア経済研究所 開発研究センター次長 法制度研究グループ長
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室第2班課長
委員(代理人出席)	前田 茂	農林水産省大臣官房国際部海外技術協力室
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

◇欠席委員

委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	佐々木英之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	沼田 幹夫	外務省経済協力局技術協力課長
委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

○ **原科共同議長** おはようございます。10時になりましたので、開始いたします。今日は、共同議長のうち、私、原科が担当いたします。

それでは早速ですが、お手元の資料をごらんいただきます。最初のページに今日の議題と書いてありますが、まず実施体制の設置（案）というのは、「実施体制について」というような表現がいいかもしれません。体制を設置するという表現はおかしいかもしれないので、実施体制についてということで議論を進めてまいります。

それでは、まずFC.8-2、実施体制についてということで進めたいと思います。少し資料を修正していただきましたので、この件、上條さん、ご説明ください。

○ **事務局 上條哲也（以下 上條）** JICAの上條です。今お手元のFC.8-2という資料をごらんいただきたいと思います。この資料は前回議論したことを踏まえて修正いたしました。この下線を引いているところが主に修正した点で、それを簡単にご説明させていただきます。標題と最初の7月1日のところは変えていません。目的も前回の第7回の資料と全く同じです。実施体制の「別紙1の通りとする」ということも前回のとおりです。あと、前はなお書きとして少し説明を加えていたのですが、それは後で別紙2のほうに記載のあることですので、ここからは取りました。3番の構成員の責任と権限及び役割、これも前回と同じ表現です。

4番で、前回対象とする協力事業の範囲について議論いただきまして、このガイドライン本体の表現をそのまま使うことが適当だという結論になったと理解して、その言葉をこのまま下線に入れました。ガイドラインの適用範囲ということで、「平成16年度の要請案件からガイドラインを適用する。平成16年4月1日以前に要請がなされた案件については、可能な項目についてガイドラインを適用する」という言葉を加えました。そのあとの、「可能な項目は、・・・協議の上定める」ということは前回と同じです。

個別個別の案件の結果を事業部と相談して決めるのですが、前回、その結果を審査会に報告したらどうだというお話も頂きました。そのことは、審査会が立ち上がった時点で報告しようとは思っていますが、ここの実施体制というところにそれは書かなくてもいいのではないかと判断しまして、「結果を審査会に報告する」という言葉は入れてありません。

あと、環境社会配慮の審査ということで、審査室が4月1日から設置されています。現時点では各事業部からの相談事に乗っているという体制なのですが、7月1日からはちゃんと報告書を上げてもらって、それを審査室が審査するという体制にしたいと思っています。以上が1ページめです。

ページをめくっていただきまして、2ページめです。これは別紙1なのですが、前回からの修正点を言わせていただきますと、理事長の場所を真ん中に持ってきたということがあります。あとは、理事長から下の矢印で「指示」という項目を加えました。また、異議申立審議役のかたから申立人のほうに下に矢印が行くのですけれども、前は「受理／却下」しか入っていなかったのですが、そこに「報告」という言葉を加えました。あと1か

所ありまして、事業部から異議申立審議役のほうに線が伸びていて、そこに前回は「報告」だけしか書いていなかったのですが、今回は「意見書」も加えました。その3か所が修正点です。

別紙2ですが、ここも下線を引いたところが修正点です。修正したポイントは、別紙1の実施体制の図を反映させたような表現にしたということです。

まず、理事長のところは、この下線の部分を加えました。「環境社会配慮担当役員から報告を受け、必要な措置を指示する。また、異議申立審議役から調査結果報告を受ける。同審議役から提言がなされた場合には、必要な措置を環境社会配慮担当役員に指示する」ということを加えました。

また、担当役員のところも下線の部分を加えまして、「環境社会配慮審査室から報告を受け、必要な措置を指示する」ということ、あと、諮問を行い、「答申を受ける」という言葉を加えました。

あとは、事業部／在外事務所のところで、以前は協力事業として、「(開発調査、無償資金協力の事前の調査、技術協力プロジェクト)」と書いてあったのですが、もうガイドラインに書いてある協力事業で定義もありますので、この括弧書きは要らないのではないかということでしたので、括弧書きは取りまして、「協力事業の実施にあたり」ということにしました。

修正点は以上です。

- **原科共同議長** ありがとうございます。  
では、まずこの部分に関しまして、ご意見・ご質問はございますでしょうか。
- **吉田委員** いいですか。
- **原科共同議長** 吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 字句のことで、きっとこれはだんだん外へ出ていくと大事な文章になりますので。2の実施体制の説明で、別紙1に定義していることは、「JICA 環境社会配慮実施体制の構成」という言い方になっていますが、ちょっと分かりにくい言葉ではないかと思います。次に出てくる別紙2との整合性から、例えば「JICA 環境社会配慮実施に関する構成員とその関係は別紙1の通りとする」とし、次に3で構成員の責任と権限という形に、少し字句を修正をしたらいかがでしょうか。マイナーなコメントです。
- **原科共同議長** 「実施体制の構成」というよりも、ここの部分のタイトルもここでは今「実施体制の設置(案)」と書いてあり、「体制の設置」というのはおかしいですから、「実施体制(案)について」ぐらいの表現にしましょう。今おっしゃるように、「実施体制の構成」というのもちょっと変ではないかというご指摘ですが、この点はいかがでしょう。  
上條さん、今の文ですと、「実施に関する構成員とその関係」でしたか。
- **吉田委員** 「実施にかかわる構成員とその関係」というのですか。
- **原科共同議長** 「実施にかかわる構成員とその関係は」ですね。そういう表現はいかがかということです。

富本委員、どうぞ。

- **富本** 表現上は特に問題ないと思いますが、ここでちょっと JICA の立場を申し上げておきますと、今ご審議いただいているものは、確かにこの文章を参考にさせていただいて、もう一度 JICA の内部で関係するところ、総務部や法務室も含めて決裁を取ります。そのときには一応 JICA の用語などのチェックの目が入りますので、完全にこのとおりに一字一句変わらないかということ、必ずしもそうではなく、多少の変更がありうるという前提ですが、ここでのご議論ですから、できるだけ要望を取り入れるように、原課としては各部門に働きかけたいと思っております。そういう前提でまずお話を申し上げて、今のお話については特段問題はないと思っておりますので、承らせていただきたいと思っております。

- **原科共同議長** そうですか。ほかのかた、いかがでしょう。「実施にかかわる構成員とその関係は別紙 1 の通りとする」、そういう表現のほうがよろしいということですが。よろしいですか。

それでは皆さん、合意いただいたということで、この委員会としてはそうしたいということをお知らせします。

それから、わたしから 4 番の、これはこのままでいいのかもしれませんが、「ガイドラインの適用の範囲」、「の」が二つなので、「ガイドラインの適用範囲」ぐらいの表現がいいかと思っております。中身で、「平成 16 年 4 月 1 日以前」というところが、16 年度は 4 月 1 日から始まると思っておりますから、「以前」という表現がいいのか、ちょっと気になります。正確には 3 月 31 日までですよね。だから、ちょっとこの辺はどうかという感じがしましたが、これはいかがでしょうか。「以前」というと 1 日が入りますね。だから、「4 月 1 日までに」という表現はいかがかと思いましたが、皆さんのご意見はいかがでしょう。

- **富本** これもうちの使い方によりますけれども、ガイドラインにもたしかこのように、「平成 16 年 4 月 1 日以前」という表現があったと思っておりますので、そのまま適用させていただきました。今後、4 月 1 日ということが各年度に生じるとすれば、「以前」あるいは「までに」ということになるのかもしれませんが、16 年 4 月 1 日というのは過ぎた日で、1 回しかありませんので、ここは「以前」でも、今後特に問題になるということはないと思っております。現実には 4 月 1 日にまたがって要請がなされるということはほとんどないと思っておりますので。

- **原科共同議長** そうですね。実際はそうだと思いますが、終わったことだから（笑）。ただ、形式的に文章の格好で変かなと。

田中研一委員、どうぞ。

- **田中研一委員** 今、富本さんがおっしゃったように、前回の議論のときにもこのガイドラインの文章をそのまま使いましょうと申し上げました。このガイドラインには「4 月 1 日以前に要請がなされた」ということになっておりますので、それでよろしいかと思いません。

- **原科共同議長** それではそのように確認したということで進めてまいります。ほかにご

ございますでしょうか。作本委員、どうぞ。

- **作本共同議長** 2ページめの実施体制の図ですが、こういう図表はわたしどもも関連で作ることが多いです。右のほうに「異議申立審議役」という枠がありますが、例えば上下関係で、理事長がいちばん上というように考えていきますと、特に配慮審査会との関係で、これよりも下の機関というように意識されていなければ、役員と横並びにするか、あるいは下ですか？ 高さです。

- **原科共同議長** では、今のは三つ並べたほうがいいですね。同じ水準で。では、そのようにしてください。

ほかにございますでしょうか。前回議論いたしまして、それを踏まえて修正していただきましたので、おおむねよろしいかと思えます。

では、次にまいります。よろしいでしょうか。それでは、2番めの「環境社会配慮審査会の設置要項(案)」につきまして検討したいと思います。本日は12時半までですので、できたら途中で1回休憩を取るような格好にします。その前に何かございますか。

- **石田共同議長** 別紙2は。

- **原科共同議長** 別紙2も併せて、今議論していただきました。別紙2でほかにも何かございますか。

- **石田共同議長** いえ。

- **原科共同議長** よろしいですか。別紙1と2はセットだと説明いただきましたので、併せてお聞きしたつもりでしたが、何かございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、吉田委員、どうぞ。

- **吉田委員** 今の審議役のポジションは、理事長直属という考えだと思います。JICA 全体そのものの機構で、世界銀行やアジア開発銀行でこのような第三者的な役割を担うところをどこに置くかというのはけっこう違ってしまっていて、例えば事後評価室は、世銀の場合には理事会に直結しています。一方、アジア開発銀行の場合は、たしか今も総裁に直結しています。報告の義務が理事会にあるのか、行政の長である理事長にあるのかというのは、重みの違いというか、認識の違いというか、あるいは実務的にもかなり大きな違いが出てきます。

そういうことでは、例えば理事会は JICA にとってどういうメンバーであって、そこには第三者的な理事が入っているのか、もしそうだとすると、もう一回考えたほうがいいのか、なという問題提起ですが、いかがでしょうか。

- **富本** 理事会というのは確かにあります。理事長、副理事長の下に、構成メンバーとしては理事、監事が入っていて、これが機構全体の政策というか運営計画、事業の実施、評価について全般的な決定を行うという機関ですが、ここには第三者の理事は入っておりません。そういう運営体制になっております。ここでの異議申立審議役につきましては、そういう意味では世銀や ADB の役割とは少し違っていて、理事長に対して直接提言を頂くということでもよろしいのではないかと思います。理事長と同じレベルになってしまうと、

ちょっといかがかと思いますが、先ほどのご提案のとおり、審査会、役員、それから異議申立を一例に並べたらどうかと思います。

- **原科共同議長** そうしますと、理事会と理事長の関係は、理事会が理事長に対して助言するような、理事長がそもそも最終決定するという位置づけですか。
- **富本** この場合は、まず異議申立審議役から提言がなされて、理事長は環境社会配慮担当役員（理事）に指示をするわけです。理事は、審査室や担当部に対してそれぞれ作業をさせ、その結果をもう一度理事会にかける。そこでは理事長も含めて議論をして、最終的に役員会での議論を経て理事長が決定する。その決定の結果を再度異議申立役（事業部）に報告するという形になります。ですから、理事会は、当然のことながら、理事長が意思を決定する前に審議をするということにはなると思います。
- **原科共同議長** 理事会に諮る格好になりますか。
- **富本** はい。ものにもよりますので、すべてのものをかけているかどうかというのはまた別ですけども、一義的には担当役員が判断して報告するということになると思います。重要なものについては当然また理事会にかけるということもあります。
- **原科共同議長** 吉田委員、どうでしょう。
- **吉田委員** 今の審議役は、理事長と審議役の間に担当理事あるいは役員が入るのですか、入らないのですか。それがけっこう効いてくるような気がするのですが。
- **富本** この表のとおりでいきますと、異議申立審議役は理事長のほうに直接提言していただくということになります。
- **原科共同議長** よろしいですか。
- **吉田委員** はい。
- **原科共同議長** それでは、こういう仕組みでご理解いただいたということでよろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。  
村山委員、どうぞ。
- **村山委員** フロー図と表をどこまで対比させるかということがあるかと思いますが、別紙2の中で一つだけ気になりますことを、ご対応いただけるかどうかは別にしてお話ししようと思います。

一つは、環境社会配慮担当役員という2番めのところで、「審査室から報告を受け、必要な措置を指示する。また、環境社会配慮審査会に対して諮問を行い、答申を受ける」という流れになっているのですが、実際は審査室から報告を受けたものについて、審査会に対して諮問をして、答申を受けたあとに必要な手続きを踏んで指示するという流れではないかと思っています。そういう意味では、少し表現を修正したほうがいいという感じもします。

それから、四つめの異議申立審議役ですが、フロー図からいくと、事業部との関係と申立人の関係があると思います。それについては記述がないので、これも条項の中で別に定めるということではいいとは思いますが、もしフロー図と対応させるのであれば、そのあたりも少し表現しておいたほうがいいかなと思います。

- **原科共同議長** 今の2点です。富本委員、どうぞ。
- **富本** まず、1点めの環境社会配慮担当役員のフローですが、これはこのまま別紙2の表現でもよろしいかと思えます。というのは、一応環境社会配慮審査室からの報告・指示というのが一つの大きな流れとなっており、その中で必要なものについて諮問を行い、答申を受けるといふ、別の流れと考えてよろしいかと思えます。すべてを審査会にかけて、その答申を受けないと指示ができないということではありません。ある意味では、環境社会配慮担当役員が報告を受けたら、またそのまま指示をするということもあると思えます。まずこの流れがありまして、その中から幾つかのものを選んで諮問するという形になるのではないかと思えます。

それから、2点めの異議申立審議役と申立人、そして事業部、あるいは在外事務所の関係につきましても、設置要項でこれから議論をするわけで、その結果にもよりますけれども、一応中心的な流れとして、申立人と申立審議役との関係が明確になっていけばよろしいかと思えます。実際上は、申立人から事業部に対して、あるいは在外事務所に対して、事前のやりとりは相当あるかと思えます。そうした情報をそれぞれ共有するというのは、プロセスとしてはあると思うのですが、最終的な大きなやりとりの流れとしては、今の図でよろしいのではないかと考えております。

- **原科共同議長** よろしいですか。
- **村山委員** フロー図とこの表がセットであれば問題はないと思えますので、必ずセットにさせていただければいいと思えます。具体的な内容は要項の中で。
- **原科共同議長** 今おっしゃった環境社会配慮担当役員のところは、そういうことでわたしも理解しますが、異議申立審議役のところは、フィードバックがあるということは1行ぐらいあってもいいような感じもしないでもないですね。理事長に対して報告する、提言を行う。理事長の指示の結果が、事業部からフィードバックして来るわけですね。そのフィードバックの関係が1行ぐらいあってもいいのかもしれないと思いましたがけれども。よろしいですか。

それでは、別紙1と2がセットであるという説明をしていただきたいと思います。そういうことでご了解いただきたいと思います。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、1番めの議題は終了いたしまして、2番めにまいります。環境社会配慮審査会の設置要項(案)について。これも前回の議論を基に少し手を加えていただきましたので、ご説明いただきます。設置要項と委員の募集要項(案)を併せてご説明ください。

- **上條** それでは説明させていただきます。FC. 8-3を見ていただきたいと思います。ここも文言を修正したところは下線を引いてあります。タイトルも「設置要項(案)」と、「要項」という言葉を入れました。

1番は「趣旨」と書いてあったのですが、そこを「目的」に変え、「本要項は」という言葉を加えました。

2番の業務のところですが、ここは前回、第7回と特に変えていません。ただ、前回ご指摘のあったことをちょっとご紹介しますと、審査会がカテゴリ分類についても、また5年後の改定の提言についても、諮問を受けて答申するべきではないか、それが分かるような表現にしたほうがいいのかというご指摘をいただきました。

まず、カテゴリ分類のことですが、A、B、Cというカテゴリ分類はJICAのほうで行います。JICAのほうで判断した内容を諮問させていただくのですが、そこでカテゴリ分類のことについては、この(2)番の環境社会配慮面からの助言についてというところで、例えば「JICAはこの案件はBだと思います。それに対してこういうスコーピングの案を考えています」ということを、多分ご説明すると思います。そのときに、これは内容からしてBはどうなのだろうか、もしかしたらAなのではないかというようなご指摘をもし受ければ、また審査会の中で議論をさせていただきまして、いちばん納得のいく形で、もし必要であればカテゴリ分類を変更するということになると思います。それは、この(2)のところを読めると判断し、「カテゴリ分類」という言葉は入れないことにしました。

あと、改定への提言についても、(4)で、これは全般を意味しているのですが、「環境社会配慮ガイドラインの運用について」ということで、審査会に諮問をしない部分もあるとは思いますが、その諮問しない部分についても適宜報告をして、意見交換をさせていただくことを考えています。また、5年後のことであれば、別途、多分改定委員会のようなものを設置すると思うので、そういうところで議論をするということもありますので、この審査会だけで改定の提言を決めていただくということはないだろうと想定しています。必要な部分は提言いただくことはあると思うのですが、それもこの(4)の「ガイドラインの運用について」で読めると判断し、特に言葉の修正はしておりません。

3番の構成のところは、「法律」の位置が、前回1番めに書いてあったのですが、「住民移転」の前ぐらいが適当ではないかという議論でしたので、その場所に変えました。あと、これは公募することを予定していますので、「公募」という言葉を加えました。

任期のところは、「再任を妨げないものとする」という言葉を加えました。委員長の任期についても、何年なのかという議論が前回ありまして、2年間だという話になりましたので、その言葉を(2)として加えました。

6番の開催の(2)で、委員長が必要だと思うかたがいれば出席できるという言葉を加えたほうがいいのかという議論がありましたので、それを後半部分に加えました。

7番の会議の(2)ですが、前回は、議事は出席した委員と臨時委員の過半数で決めるという表現だけにしていたのですが、総意で決めることが基本であり、各委員のかたの専門性に関するところであれば、もちろんその専門性を有する委員のかたの意見を尊重すると。ただし、何か議論をして決めなければいけないことが生じたことを想定すれば、「票決が適切と考えられる事項については」というような制限をかけたほうがいいのかというご指摘がありましたので、そのように修正しました。

8番に書いてあることは、議事録を公開するということを想定しているのですが、今こ



のフォローアップ委員会でもやっているとおりに、「発言者名を記し」という言葉を加えました。あとは特に修正してありません。

あと、募集の要項のほうも、今説明しました設置の要項に基づいて、修正する必要があるところを修正してあります。以上です。

- **原科共同議長** どうもありがとうございました。

それでは、この部分に関しましてご意見・ご質問等お願いいたします。松本悟委員、どうぞ。

- **松本悟委員** ありがとうございます。まず業務のところですが、改めてカテゴリ分類への判断、それから改定に対して何らかの提言を行うということは、ここに読み込めるというのですが、積極的に書かない理由が何なのか教えてほしいと思います。今のお話を伺えば、一言書けば済むことではないかと思うのですが、その読み込めるということで対応する理由がよく分かりません。将来に誤解がないようにするためには、なるべくこの中にはっきり書いたほうが、議論になったときに過去の議事録を引っ張り出してきて、「ここでこう言っているじゃないですか」というような議論を改めて蒸し返すよりは、よりスマートなやり方だと思います。もう一度ご意見をお聞かせください。

構成のところ、一つ確認は、この臨時委員というのは公募をせずにその場の審査会においてこういう人が必要だろうということで、環境社会配慮担当役員が委嘱をするのか、このあたりについて議論が必要かと思えます。

それから、開催と情報公開にある「出席者」と「参加者」ですが、改めてここで言葉の確認をしたいと思っています。「出席者」と「参加者」はどう違うのかということをもう一度明確にしておきたいと思っています。

最後に、前回も申し上げましたが、審査会が外部からの意見を聞く機能を持つということについては全く書かれていませんが、このことについての JICA の考えをお聞かせください。

- **富本** 最後の質問をもう一回。審査会が外部の・・・。
- **松本悟委員** 外からの意見を聞く機能をこの審査会が持つか・持たないかということで。わたしは持ったほうがいいと。つまり、審査会自身が、例えばホームページの中にメールアドレスや連絡先を書いたうえで、外部で何か意見がある人がいたら、それを受け付けるようなことがあっていいと思います。つまり、すべて環境社会配慮審査室経由でないと審査会へ情報が行かないというような状況にするよりは、何か意見を持った人が直接審査会に意見なり情報なりを提供できる、そういうツールがあったほうがいいというのがわたしの意見です。
- **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** まず、この審査会は、最初は「審査諮問機関」というような名称で議論されましたが、これは環境社会配慮ガイドラインのプロセスの中の 2-4 を中心に考えております。このガイドラインのときに議論したのは、要するに協力事業における環境社会配慮の支援

と確認に関する知見を得るためにこういう機関を常設するのだということで、その中身についても、支援の是非について答申をするほか、環境社会配慮面での助言を行うということで議論がされており、このガイドラインをまずリファードしたということです。その中で、カテゴリ分類を明確にするかしないかという問題がありますが、カテゴリ分類につきましては、要請段階で JICA が A、B について判断をして、その結果を外務省に対して意見を述べる、提言をするというプロセスになっております。

ですから、まずカテゴリ分類については JICA が行い、カテゴリ分類をしたということを外にも公表するわけです。その結果を受けて、この審査会が個々の案件について審査を行うということです。この (1) と (2) の中の支援の是非、それから社会配慮面からの助言というものの中にも十分入っていると思います。もしカテゴリ分類を抜き出すのであれば、それ以外のことも一つ一つどういうことがあるかということ抜き出して書かないといけません。どういうことを議論するのかということについて、もし不安があるならば全部書き出したほうがむしろいいのではないかと思いますけれども、そういう煩雑さを避けるために、ガイドラインの文言を使って、この (1) と (2) に書いたということです。

改定につきましては、この審査諮問機関の業務ではないと考えており、もしそういうことが必要であれば、当然、審査諮問機関あるいはその他の方面からいろいろな意見が出てくると思います。そういったものを受けて、JICA として、5 年後をめどに改定委員会を再度設置して議論する判断をさせていただくのではないかと考えていますので、審査諮問機関の業務ではないと考えております。ただ、それについて議論をするということについては、全く妨げるものではないと考えております。

それから、「出席者」「参加者」の違いですが、これもガイドラインに基づいてやるということで、ガイドラインの議論は公開をされ、議事録は発言順に発言者名を記したものを作成して公表するというようなことが書いてありますので、そういったプロセスを踏みます。その中で、当日の議論の中に参加されるかたがいらっしゃるということも妨げないようにしたいと思っています。

その中で、「参加者」と「出席者」とどう違うのかということ、あまりよく分からないのですが、発言するから「出席者」なのか、発言しないから「参加者」なのかというような言い方も適切かどうか分からないので、むしろ松本さんに聞きたいぐらいです。

それから、外部からの意見を設ける、これはどういうプロセスなのかはやってみないと分からないのですが、まず要請段階で A、B 案件を含めて JICA が公表しますので、それに対する意見は JICA に対してもいろいろ来るのではないかと思います。当然のことながらそういう意見が来たということも、審査会のほうにご紹介をします。我々は隠し立てするつもりはありませんので、そういうプロセスで、むしろ外部からの意見は十分聴取できるのではないかと思います。ですから、あえて審査会としてホームページをオープンして、ここだけに直接入れてくれと、JICA には入れないでくれというような分類をする必要がある

のかどうか。審査会の事務局は、結局、審査室ですので、同じことではないかと思しますので、あえて新しいホームページか何かを作るということは、必要ないのではないかと考えています。

それから、臨時委員については、これも2-4-2のガイドラインの言い方では、「なお事業の特性等を勘案し、必要に応じて臨時委員の参画を求める」とのことですので、この要項の3. 構成の(2)「必要に応じて臨時委員を委嘱する」ということです。まず、委員会の中でこういう委員が必要だという議論がされ、それを受けて事業団のほうで担当役員が委嘱をするというプロセスだと思いますが、その決定については、当然のことながら審査会で議論をしていただくということではないかと思えます。

したがって、ある案件で、例えばメコン地域であればメコンに詳しいかたが臨時委員として選ばれる。最初から入っているほうが好ましいかもしれませんが、そういうことで、委員長および委員の間でご議論いただいたうえで決定をしていただき、その結果を受けて我々として委嘱をするというプロセスかと思えます。以上です。

- **原科共同議長** ありがとうございます。今の件は。
- **松本悟委員** 業務のところですが、これは確かガイドラインの議論のときにも、村山先生のほうから意見があったと思います。読み込めるということであれば、例えば冒頭に「環境社会配慮関連役員からの諮問に対し、審査会は次の答申を行う」と書いてありますが、ここは、もちろんガイドライン上は要請段階から協力事業の終了まで関与することによって、カテゴリ分類も含んでいるということを読み込んでいるわけなので、この両括弧の前に一言、「要請期間に関与して以下の答申を行う」と書くことで、確実にカテゴリ分類を含むということを読み込めるということで、そのようにガイドラインに従っていただきたいということです。

それから、「出席者」と「参加者」のところですが、わたしは基本的にはこの6. 開催の(2)がなければすっきりすると思っています。つまり、この「審査会には機構関係者が出席できるものとし」という一言があったがためにこういう議論になったわけであって、もともとこれはなくして、だれでも参加できるというところに戻していただければ、「出席者」と「参加者」の混乱がなくなるので、わたしとしては改めて6の(2)はなくなったほうがすっきりするのではないかと思えます。この辺は前回議論があったところですので、もう少し意見がある人の声を聞きたいと思えます。

それから外部意見については、単にメールアドレスなりを公開しておくということであって、ホームページを改めてどうこうではなく、本当に1ページぐらい、審査会というものがあって、メンバーが書いてあり、連絡先が書いてある。そのことだけを明らかにしておけば十分だという意味で、先ほど申し上げました。別に審査会としてすぐ組み入れたホームページを作るということではなく、単に1ページ連絡先を書いておく、ただそれだけのことですが、それぐらいなら対応してもいいのではないかと思えます。

- **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。

- **富本** 審査会の委員個人のメールのアドレスを。
- **松本悟委員** メンバーの名前が書いてあって、最後に審査会へのコンタクトをしたい人にはメールアドレスが書いてある。
- **富本** それは、例えば JICA のメールアドレスでもいいし、あるいは審査室のメールアドレスでもいいわけですね。そこはちょっと検討させていただきます。

前半は、開催ということをあえて取り上げたのですが、原則として2回ぐらい開催しないと、今の状況ではなかなか処理ができないのではないかとということと、機構関係者が出席できるということは、審査室はもちろん事務局として参加しますが、それ以外に実は今度、個々の協力事業をやるための支援委員会を設けました。これまで作業監理委員会とか事業支援委員会とか、いろいろ名前がありましたけれども、それを支援委員会ということと統一しました。その関係者も、実は審査諮問機関の助言を得なければならないということから、機構関係者ということで、機構の職員だけではなく、機構に関係する審査支援委員会の業務はこなしていますが、事業の支援委員会の関係者も参加させていただいて、実際にいろいろなお説明をしたり、あるいはご意見を頂くというようなこともあろうかと思ひまして、こういうことを書いたわけです。

さらに、必要に応じて委員長が外部のかたも含めて関係者も出席できると。できるだけ幅広いかたがたを確保したいというような趣旨で、限定をするようなことを言っているつもりは全くありません。

- **原科共同議長** では、今の件ですが、業務のところ、カテゴリ分類の検討を含むというようにすることが必要ではないかというご意見でした。これに対しては、今ご説明いただいた、むしろ全体に関与するとガイドラインに書いてありますから、そのことを改めて書くことによって、今のカテゴリ分類の検討も含むということが分かるようにしたほうがいいという意見でした。これに関してはそのように対応されますか。

- **富本** 「要請段階から協力事業の終了まで関与し」ということを、その冒頭のところに入れるということですね。業務の括弧の前に。

- **原科共同議長** そのような表現でよろしいですか。それでは、そういうことよろしいですね。カテゴリ分類の検討を含むということは、わたしも明記したほうがいいと思います。(3)で「緊急時の措置に該当する場合のカテゴリ分類」と書いていますので、では緊急時以外はどうかのどとなってしまうようなので、やはりそのまま書いておいたほうがいいかと思ひます。松本悟委員のご意見にもっともだと思ひたのですが、今のような対応で明確になりますので。

それから、(4)のガイドラインの運用についてのところで、改定についてはこの諮問機関、審査会のミッションではないということで、明記しなくていいというご説明でした。この辺は、ほかの委員はよろしいですか。

川村委員、どうぞ。

- **川村委員** 改定がこの委員会の仕事ではないということは理解できるのですが、世界銀

行のインスペクション・パネルの例などを見ている、日常的な審査の中から、例えば運用体制全体に対するいろいろな知見や、こういう改善をするべきだという意見が出てくるということはよくあることです。せつかく、こういう経験から出てきたいろいろな知恵をちゃんと明らかにして生かしていくようなことを、位置づけておいたほうが良いような気はします。今の形だと、とりあえず諮問があつて、それに対して回答するという形ですね。確かに組織上、職権調査をするような性格のものではないのかもしれませんが、最低限、独立の立場で年次報告書、JICAの年次報告書の一部でもかまわないと思うので、それを書くとか、そういう形でも良いと思うのですが、何らかの独自の意見発信をするような業務と報告の形態が要るのではないかという気がします。

- **原科共同議長** 今のご意見、いかがでしょうか。
- **富本** 世銀を含めいろいろな機関のやり方があると思いますが、このガイドライン上は、5年以内に包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改定を行うということが、まず書いてあります。したがって、次は5年後に包括的に検討を行わなければいけないということが、JICAの一応のアクションとして書かれているということです。

先ほど申しましたとおり、この審査会で審査いただくのは個々の案件ですが、それに関連することとして、全体のガイドラインの方向や審査の在り方、あるいはJICAの体制について、当然ご意見が出ると思います。これにつきましては、全部公開にするわけですので、外部のかたも含めて、知らせるようなことはできます。報告書という形を取ることが必要なかどうかということはまたあろうかと思いますが、少なくとも委員がご発言になって、それを公開しないということは考えられませんので、外部のかたも含めてそういうことを知ることはできると思います。

その中で、委員会で、体制としてガイドラインを変えなければならないというようなことになれば、それはそれなりの動きが生まれてくるのではないかと考えておきまして、あえて改定が必要だということを報告しなければならないとか、外部に具体的な書面として出さなければならないということではないのではないかと思います。

- **原科共同議長** おっしゃるとおりだと思いますが、ただ、今のことで、例えば5年後ということは明確ですから、将来の改定に向けた情報の蓄積とか、そういった機能はあると思います。だから、それを明記しておいたほうが良いような感じがいたしますが、いかがでしょうか。改定に向けた情報の蓄積ということで、どう改定したらとまでは言わなくても。
- **富本** (4)のガイドラインの運用についてということの中で、今おっしゃったように、運用していたけれどもいろいろ運用上問題があるということで、まずご議論いただいて、(5)のその他の諮問する事項で、そういうご意見が高まればそれについてご議論いただくという判断も、JICAとしてあるかと思いますが、そういった中で読んでいただければよろしいのではないかと思います。あえて改定ということを出して、改定はこの審査会でやらなければならないということになりますと、そのほかの機会を若干考えなければ

ならない、JICA の内部でのアクションということもあると思います。外部でいろいろそういうことを議論されて、JICA に対していろいろな働きかけがあると思いますので、そういったことを総合的に確保するほうがよろしいのではないかと思います。我々としては、審査会のほうに改定について諮問しないとは言っておりません。その他の諮問する事項の中に当然入ってくると思います。

- **原科共同議長** 実際的には諮問するのがいちばん効率的ですね。
- **富本** ええ、むしろそのほうがいいと。JICA の判断として、こういうことがいろいろ審査会でも議論され、外部でも議論され、内部でも議論される中では、諮問するということがありうるのではないか。
- **原科共同議長** それでは、ガイドライン運用についての中身が、将来の改定に向けた情報の蓄積も含んでいるということですね。そう明記しなくてもこれは分かると考えてよろしいのですか。明記する必要はないだろうとおっしゃっていますが。「運用および改定」と書いたほうがいいような感じがしますが、いかがでしょうか。

ご意見はございませんか。

- **富本** さらに言えば、ガイドラインの見直しの中に、「ガイドラインの運営上の課題や手法を調査研究し」というのが JICA の責務になっており、これをガイドラインの改定に反映させるということになっておりますので、まさに個々の案件を審査したうえで、いろいろな運営上の課題、今おっしゃったように、いろいろなレッスン・アンド・ラーンを審査室を中心として調査研究をしていく。そのうえで、そういったものが蓄積されて、このような点が確かに今の新しいガイドラインでは不十分だったとなれば、それをガイドラインの改定に反映させるということになります。この（４）の運用ということの中で、そういった議論が関連しているということだと思います。

今ガイドラインを作った段階で、すぐ改定を審議するのかなという感じもいたしますので、しばらくはこれでやらせていただくことになるのではないかと思います。我々としては、審査会のほうでは個々の案件についてのきっちりとしたガイドラインの適用というものについて、まずご議論を頂きたいと思っております。

- **原科共同議長** では、ここには明記しませんが、そういった情報蓄積も図るということをも意味しているという理解でよろしいですね。では、文章はこのままにいたします。

それでは、3番めの構成ですが、「臨時委員を委嘱する」というところで、臨時委員も公募するのではないかとということですが、そういったことは明記しておきますか。

- **富本** 公募にかかるいろいろな手続き、事務の繁雑さを考えると、このガイドラインを基に委員会ないしは委員長にご議論いただいて、この場でこういう委員が必要だということアドホックに議論していただくということがいいのではないかと思います。そのたびに必要だから公募するというのであれば、最初から入っていただいたほうがいいような気がします。ですから、ここでは臨時委員については公募はしないで・・・。

- **原科共同議長** 公募もありうると考えてよろしいですか。
- **富本** ある程度常設のかたに入っていただくということであれば、公募したほうが良いと思いますが、あくまでも臨時ということは、1回限りとか、あるいは1～2回限りということだと思いますので。
- **原科共同議長** 1回限りではなくて、案件ですから何回か連続して出いただく可能性はありますね。臨時にですが。
- **富本** その案件が終わるまで。
- **原科共同議長** 1回だけだったら・・・。
- **富本** もし、それが例えば2年ぐらいになるのであれば、最初の公募の中に入れてしまったほうが良いと思います。今は7～9名と構成の項目で書いてありますが、このほかに、例えば地域が特定されるのであれば、地域についてもあらかじめ考えておいたほうが良いと思いますけれども、今のところそういうことは・・・。
- **原科共同議長** 委嘱するという表現であれば、必要に応じて公募のうえで委嘱してもいいわけですね。ここに公募と書いてしまうと、全部公募しなければいけないので確かに大変だと思いますが、ものによっては公募したほうが良い場合もあるかもしれないですね。我々の範囲で十分分からないような場合。
- **富本** 臨時委員というのは、あくまでも審査会の審査を効率的に行い、その辺の知見を有するかたですので、人数が1名になるか2名になるか、あるいはもっと多くなるかもしれません。今、公募となりますと、公募期間を設けてオープンなプロセスでやることになりますので、実際には数か月あとにその委員が入ってくるという可能性もあります。
- **原科共同議長** でも、それは公募の進め方で、何か月もかけなくてもよろしいのでしょうか。公募というのは窓を開けるという意味で。
- **富本** であれば、ある程度委員会の中でこういうかたはどうかということをご議論いただいて、合意を頂ければ、それで委嘱しても問題はないのではないかと思います。いかがでしょうか。公募をかけるということは、オープンなプロセスにしなければいけないと。だから、委員会としてはこの人と思ったけれども、実はもっとほかにもたくさんリソースがいて、その中でいちばんいい人を選んだというようなことを確保しなければならないという意味で、公募をしなければならないと思うのですが、今申し上げたとおり、できるだけ審査会の議論を効率的に行い、いちばんいい知見を選ぶのであれば、むしろわざわざ公募をしないで選んだほうが、もちろん公募をするということもあろうかと思います。ただ、それは・・・。
- **原科共同議長** 公募もありうるという意味です。公募原則ではなくて、必要に応じて公募もありうるというような位置づけにしておいたほうがよろしいのではないかと申し上げたのです。臨時委員というのは、ある一定期間は、正規の委員と同じような役割、同じ資格になりますね。
- **富本** 委嘱をするということになりますね。

○ **原科共同議長** 委嘱しますからね。ですから、かなり重要だと思いますから、そういうことが必要になる場合もあるのではないかと思ったのですが、これはむしろご意見を頂いた松本悟委員から、どんな状況をお考えかをご説明ください。

○ **松本悟委員** わたし自身が最初に想定したのは、委員会、審査会が必要に応じて、こういう知見が少し足りないということで探してくるのかなという、先ほどの富本さんの話で理解をしています。ただ、それが適切かどうかという議論はここでしていないので、議論をしたほうがいいポイントではないかと。つまり、そのあとの会議で臨時委員も同等の権利を持っているし、その案件については非常に重い責任を持っているということから、臨時委員について、このまま何の議論もせずいいかどうかということに若干不安を感じたので、ここであえて議論に出しました。

わたしには、実は富本さんの意見も非常によく分かる一方、アカウントビリティが保てるのかなという不安があって、面倒かなと思いつつ、提案として一つ考えていただきたいのはリスト制です。ADBなどがかつてインスペクション・メカニズムの中に、インスペクションの審査をする人たちのリストを作って、その中から適宜何人か選ぶというようなやり方をしていました。ある程度想定できる臨時委員については、ある重要な分野あるいは地域において、一応 JICA のほうで公募のうえリストを作り、そのリストでできるだけ選んでいく。ただ、そこにもいないような人は、先ほど原科先生が言ったように、非常事態なので、公募という手続きは取れないというような形はありうるのではないかと。

つまり、一定のアカウントビリティを保つためには、やはり臨時委員という形でも公募をして、いろいろな分野の候補を出して、そのリストを JICA あるいはこの審査会が持つというやり方を取ったら、折衷案ではないかと。ただ、それはそれで面倒な手続きではあるかと思っています。

○ **原科共同議長** ちょっとよろしいですか。この公開の会議の場で臨時委員に対する議論をしますから、その場で決めてもアカウントビリティはかなり満たせると思います。公募手続きをあえて取らなくても、通常はそれでいいと思います。ただ、情報量が足りない場合は困るので、公募ということも必要かなと申し上げたのです。

どうぞ、富本委員。

○ **富本** ほかのかたの意見もぜひお聞きしたいと思うのですが、リスト制については非常に参考になる意見ではないかと思っています。例えば、最初に公募をかけて、大変関心が高く 20~30 名来た中で、やはり絞り込まなければいけないとなりますと、せっかくなしい知見ないしは専門性をお持ちのかたを委員にできないということも起こりますし、その場合に、そういうかたがたをリストとして持っていて、臨時委員としてお願いするということは、公募の過程である程度できる作業ではないかと思っています。

ですから、もしそのように非常に関心が高くて、絞り込まなければいけない、Aさんを選んだけれども、Bさんもぜひともいろいろなところで意見を聞きたいのだということがあれば、そういうリストとして、積極的なご参加を臨時に頂くということはあるかと思



ます。

一方、全く知見のない分野で、審査会の委員も全く知見を持っていない、どういう専門家がいますかということも、JICAあるいは関係省庁も含めて判断がつきにくいというような案件は、実際、我々は実施は不可能だと思っており、そういうことはあまりないのではないかと考えています。むしろそういうものは危険ですから、審査会のほうにかけないで最初から却下するというのもあると思います。

それでも、確かに、日本の中にリソースがなかなかどこにいるか分からないということであれば、公募ということもあるのかもしれませんが、今のところはそういう案件はむしろ避けたほうがいいのではないかと考えております。できるだけ審査会のメンバーのかたがた、それから JICA、関係する省庁のかたがたの中から、どういうかたがいちばんよろしいかということをしていろいろお聞きして決めることになると思います。そのプロセスをオープンにしていくということであれば、アカウンタビリティは相当確保できるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

- **原科共同議長** 分かりました。それでは、臨時委員委嘱というのは、原則としては委員会で決めると。ただ、例外的に公募もありうるけれども、めったにないだろうと考えている、そんな位置づけでよろしいですか。まず、ありえないと。
- **作本共同議長** わたしは、通常の委員は一般的には担当役員が委嘱するのですから、臨時委員はやはり同じようにこの担当役員が委嘱するのかなと考えていたのですが、その場合に、むしろ審査会の人たちを尊重してということで、審査会と協議の上、臨時委員を委嘱するような・・・。
- **原科共同議長** そうですね。「必要に応じて検討の上」というような表現を入れましょうか。では、今の手続きは、「必要に応じて審査会で検討の上」でよろしいですか。
- **富本** そこはガイドラインには既に書いてあります。審査会は臨時委員の参加を求めるということになっていますので、要するに JICA として臨時委員を決めるとか求めるということではなく、あくまでも審査会が求める。それはガイドラインで規定されておりますので、あくまでも審査会の議論を受けて担当役員が委嘱をする。委嘱するのは全くの形式上のことだけですので、もう確保されているのならむしろ全く。
- **原科共同議長** では、今のところは文章はこのままでよいか、あるいは「必要に応じて審査会で検討の上」というような表現を入れておきましょうか。「臨時委員を委嘱する」と。要りませんか。よろしいですか。

それでは、この部分は原文のままといたします。今の議論を踏まえた運営をするということにします。確認いたします。よろしいですね。

では、先にまいります。委員の任期は2年、ただし、再任を妨げない。それから委員長は任期は2年間とする。これも再任を妨げないという理解でよろしいですね。書いてありませんが。

どうぞ、富本委員。

- **富本** 委員につきましては、3年にする、4年にする、5年にするなど、いろいろほかの機関の例もご説明いただきましたが、前回の議論も踏まえて、ここは原則2年、原則ということで「ただし」という表現になっております。そして、再任を妨げないものとする。  
委員長の期間につきましては、委員から互選されるということですから、再任とかそういう言葉を書く必要はなくて。
- **原科共同議長** 毎回構成が変わるということですね。メンバーが。
- **富本** 毎回構成が変わりまして、そのたびに委員長は選ぶわけですから、同じ人になるかもしれないし、別な人になるかもしれないということで解釈できるのではないか。だから、委員のほうだけの任期について、再任を妨げないということが重要であるということです。
- **原科共同議長** よろしいですね、ほかの委員のかた。ご理解いただいたということで。それでは、開催で「出席」と「参加」の違いですが、今のご説明ですと、「出席」というのは委員会と同じように席を設けて、そこでご発言いただくということになりますね。
- **富本** 発言できるし、いろいろご質問に対してはご説明をしなければならないという立場です。
- **原科共同議長** 分かりました。そういうことで、一般の参加はオブザーバー参加ということですね。
- **富本** はい、そうです。
- **原科共同議長** そういう理解です。どうぞ、今の件。
- **石田共同議長** JACSESの石田です。意見なのですが、当日の一般の参加者も基本的に発言は可能というほうが、その案件に特に関心があるかたがたまたま参加して発言をしたい場合、まるでただオブザーバーだと見ているだけということになってしまうので、「審査会を公開して当日の参加・発言を認める」というように変えてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** それは6. 開催の(2)の「必要に応じ委員長が定める関係者が出席できるものとする」ということですが、「出席」までいかななくても、その部分を少し付け加えてもいいですね。「必要に応じ委員長が参加・発言を求めることもできる」と、そんなことにしましょうか。  
どうぞ。
- **富本** この委員会もそうなのですが、まさにオブザーバーのかたでも参加していただいて、これは「参加者」ですね、ご発言も時に頂いておりますので、あえて書かなくても、これまでの慣習上、そういうことは確保されるのではないか。さらに、委員長が必要と思えばそれは関係者と定めていただければ、それでいいのかなと。
- **原科共同議長** ただ、書いておいたほうがいいような感じもしますね。委員長の判断ということが大事で、だれでも勝手というわけにはいきません。
- **富本** ですから、委員長が定める関係者が出席できるということの中で読み込んだらど

うですか。

- **原科共同議長** 「出席」という意味が違うでしょう。出席というと、先ほど言ったように席を設けて来ていただく格好です。オブザーバーのかたですから。「参加」と「出席」と・・・。
- **富本** いや、オブザーバーも含めて出席できるということであれば、出席したかたは委員長が認めたというふうにあえて解釈してもよろしいかと思います。それ以外にオブザーバーが来るというよりも、出席されたかたは委員長が認めたと解釈することもできる。どうでしょうか。
- **原科共同議長** わたしもそういう感じもしないでもないのですが。
- **富本** そうであれば、そのかたがたは自由に発言できますけれども、その発言については記名もしていただかなければいけないということです。事務手続き上は、あらかじめこういう審査会を行いますということを公表し、それに対して参加者がいろいろ参加したいということであらうと思うので、そのかたがたを委員長にお諮りして、全員出席者と認めるということではいかがかと思いますが、オブザーバーという言い方よりも。そうであれば、参加したかたがたはこの開催の中にすべて位置づけられるということではよろしいかと思います。手続きとしてはあらかじめ今回も・・・。
- **原科共同議長** わたしはちょっと違うのです。出席者というのは席を設けて円卓会議と一緒にテーブルを囲んでいただいて、かなり発言を自由にできる、質問もできる。だけど、オブザーバーのかたはかなり限定的になると思うのです。ですから、出席者という扱いではないと思います。ですから、それこそ「議論の中で必要に応じて委員長がオブザーバーから発言を求めることがある」ぐらいでいいと思います。
- **富本** JICA の手続き上の問題から言いますと、例えばこういうところで議論する場合、その辺に歩いているかたが急に出たいからといって来られても、手続き上問題があるということで、やはりあらかじめ出席したいということを申し出ていただきます。かなり前から、そういう審査会を行います、あるいは月に何回行いますということを公表しますから、そこに申し出ていただかないと、例えば JICA 本部、TIC、あるいはその他国総研など、場所を選んでやりますときに・・・。
- **原科共同議長** それは分かります。だから、参加を認めるというのはそういうことですね。参加したかたの中で、傍聴席ですからご発言いただかないのが普通のやり方ですけども・・・。
- **富本** いや、今日のご出席のかたがたも一応あらかじめ・・・。
- **原科共同議長** ですが、この審査会においては、必要に応じて傍聴のかたにも発言を求めることがあると。でも、原則オブザーバーのかたに発言を求めることはあまりないと思います、審査会ですから。ここは検討委員会ですから、少し趣旨が違う。審査会の場合、やはり審査会のメンバーが中心で議論するべきで、オブザーバーのかたがあまり頻繁に発言を求めるのは、わたしは適切ではないと思います。ただ、時にはそういうことも

必要かもしれないということで、それはやはり審査会の判断で求めることになりますから、かなり限定的な表現のほうがいいと思います。ですから、「審査会を公開し、当日の参加を求める」「なお、必要に応じて委員長が発言を求めることもある」ぐらいだと思います。

- **富本** ですから、そのオブザーバーという意味なのですが、委員ではないから、その他の関係者は皆オブザーバーになると思います。JICAの関係者も場合によってはオブザーバーという位置づけになるのかもしれませんが。委員会の委員ではないですから。オブザーバー（observer）という英語は、ただ見ているだけというのが本来の意味ですが、発言をしてそれが議事になる限りにおいては、もうオブザーバーではないわけです。

そういう意味で、ちゃんとその場に出席されたかたと位置づける。例えば、出席の5分前に参加したというようなことでは困るのですが、ある一定の期間を設けて参加を申し込んでいただければ、我々としては一切排除するつもりはありませんから、その中で出席者として位置づけていただく。あらかじめ委員長にこういうかたがお出になるということをお知らせして、我々としてもそういうかたが参加しているということをお知らせして、そのうえで議論に入るということだと思います。

それ以外にオブザーバーを確保して・・・。

- **原科共同議長** 参加者と出席者は、わたしは明確に分けて考えております。出席者というのは、テーブルを用意して座っていただき、そこで委員会のメンバーと同じように発言していただくということです。情報提供と議論もしていただきます。ただ、議決権はありませんから、あくまでも情報提供という役割です。

参加者というのは、わたしはここではオブザーバーのことを考えていまして、出席者と参加者を分けたほうがいいたろうと先ほど申し上げたのはそういうことなのです。ですから、当然オブザーバーも、今ご説明のように、だれでも勝手に入ってこられるわけではなく、あらかじめ登録していただくとか、会場の制約がありますので、そのうえでオブザーバーとして認める。これを参加者という言い方をしたらどうかと思います。

そのオブザーバーのかたに関しては、こういった審議の場ですから、基本的には発言していただきませんが、場合によっては議論の中で特定のステークホルダーのかたもオブザーバーに来ていただいて、意見があって、我々の議論の中で足りない情報がある場合には、審査会の委員長の判断でご発言いただくというようなこともありうる、そのぐらい非常に限定的に考えています。そういう意味なのですけれども。

吉田委員、どうぞ。

- **吉田委員** けっこう難しいと思います。というのは、情報の多さなどと同時に、議場の秩序をどう保つかということも考えなければいけない。そうすると、委員長がオブザーバーのある人の発言を認めて、そしてそれに対するオブザーバーがかなり激高してきた場合は、收拾がつかなくなるのではないかと。そういうリスクと、情報がどれだけ提供できるかということですから、もしそういうことであれば、オブザーバーの熱心な人については、発言を求めるために出席して検討願いたいということで、関係者の出席を認めるという形

で事前にやったほうが秩序が保てる。

万一、そのときに発言する気がなかったオブザーバーが、次の機会に絶対発言させてくれといったら、どこどこのなにがしで、どういうことをやってきてということ、きちっと理解したうえで判断ができる、そういう時間が委員長に持てる。その場で委員長の判断で即決というのは、非常に委員長に難しい負担がかかるのではないかという気がします。Aのオブザーバーには発言を認めてBには認めないという、混乱を来すリスクも考えなければいけない。そのバランスの問題だと思います。

- **原科共同議長** 今おっしゃったのは、そういうこともありえますが、事実在即して、経験から申し上げますと、そういった混乱が起こることはあまりありません。それこそ全体のようすを見て分かりますから。しかも、委員長個人よりも委員のメンバーが議論した中で、聞いてみましょうという判断をしますから、わたしにはそういうことが随分ありましたけれども、従来はそういう問題が起こったことは一度もありません。もちろんそういうことがありうるという懸念はしたうえでスタートしたのですが、ですから、非常に限定的であるということです。

逆に、あらかじめ出席者ということで認定すると、それと同じことが起こりますから、ではだれを出席者にするのか。出席者というのは大変重いですから、発言の機会も多くなります。だから、オブザーバー席から発言するのは非常に短い時間しかできませんから、むしろ出席者を認定するのは難しくなると思います。

しかし、この議論をしていると時間が足りなくなってしまうので、では、この件はむしろ運用のしかたで対応するというところで、文章では書かないとしましょう。このままでよろしいですか。

- **松本悟委員** 1点だけなのですが、わたしが気にしているのは、機構関係者だけがここでは何のハードルもなく出席できるように書いてあることです。つまり、これも、委員長が必要だと判断した機構関係者は横並びに参加できるというのならいいのですが、だれでも機構関係者であれば参加できるけれども、ほかの人たちは許可がないとか、ハードルが高いということに対しては、前回同様、非常に気にしています。ですから、もし再度 JICA のほうに預けるとしても、必要に応じてほかの関係者の出席を認める権限が委員長にあるのであれば、機構側の出席する関係者についても同様に、やはり委員長のほうに最初に話をするというように横並びにしてほしいということです。

- **原科共同議長** 田中委員。

- **田中聡志委員** 前回どういう議論があったかよく分からないのですが、端的に言うと、機構の関係者が出席できるとか、関係者が出席できるとか、権限で書くからそういうイメージを与えるのだとすれば、審査会は、機構関係者あるいは必要に応じて参考になる人に対して出席を求めるとか、あるいは意見や情報の提供を求められることができると、反対から書くといいのではないのでしょうか。いろいろな審議会でもステータスには委員があり、臨時委員があり、その他参考人のようなものがあって、そのとき必要な人に「意見を求める」

というスタンスだと思うのです。その外に一般の人がいる。それを「出席者」というか「オブザーバー」というかは別として。ですから、随分ステータスが違います。やはり合議体としての委員会と、機構関係者あるいは参考人というのはやはりステータスが違って、それと一般の傍聴人とはまたステータスが違うので、その辺は区別して書いたほうがすっきりするのではないかという気がします。

- **原科共同議長** そうですね。今の表現はちょっと……。おっしゃるように直しましょう。どういう表現がよろしいですか。「できる」がいいでしょうか。審査会としての権限はどうでしょうか。「求めることができる」「審査会には、必要に応じ委員長がその関係者の出席を求めることができる」、そんな感じのほうがいいでしょうか。機構といちいち書かなくても、確かに必要に応じて委員長が定める関係者ということで。
- **富本** 機構関係者を確保していただきたいのは、逆に委員長が当関係者を必要ないというような判断をされますと、説明など、審査会の運営ができなくなってしまうものですから、そこだけを……。それも委員長の判断によるということはいいいのですが、あえてこう書いたのは、逆にむしろ機構関係者が排除されてしまうのではないかというような懸念があるということも含めていただきたいと。
- **原科共同議長** では、どういう表現がいいですか。
- **富本** 「審査会は、機構関係者および必要に応じ委員長が定める関係者の出席を求めることができる」というような。
- **原科共同議長** そういう表現にしましょう。では、この部分は、今富本委員がおっしゃったような形でいいですか。

では、最後に情報公開の部分ですが、ガイドラインとなるべく整合させなければいけないということで、議事録の作り方は、ガイドラインでは、発言順に発言者名を記したものとなっておりますので、「発言順に」という言葉を入れてください。「審査会の結果は発言順に発言者名を記し」ということで。議事録という言葉を使ったほうがいいでしょうか。
- **富本** 「審査会の議事録は」。
- **原科共同議長** そうですね、そうしましょう。この文章を。

では、以上でひととおりのご意見を頂いたと思いますが、いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。村山委員、どうぞ。
- **村山委員** 委員の構成について、原文ではかなり限定的に表現がされていると思うのですが、ガイドラインの環境社会配慮のプロセスから考えると、一つは「情報公開」や「協議」という文言も入れておいたほうがいいのではないかとすることがあります。今のところ、環境社会配慮の項目がかなりクローズアップされているように思うのですが、プロセスに関する専門的な知見を持っている人も入ったほうがいいのではないかとことです。
- **原科共同議長** では、「住民移転等」にしますか。
- **村山委員** そうですね。あるいはもう一つ……。

- **原科共同議長** 「社会環境、自然環境、公害、法律、住民移転」、それ以外だと「等」が要りますね。「等」で今おっしゃったことはいけるのではないですか。
- **村山委員** よろしいですか。あと、アセスメント全体を見通せるような人もいたほうがいいような気がするのですが、そこも「等」で含めていただければいいと思うのですが、今は少し限定的に書かれてしまっているので気になりました。
- **原科共同議長** では、「等」で含むということによろしいですか。そういたします。今の点は大事なので、広報のときに検討していきますので。  
 それでは、次のFC8-3の3ページめ、委員の募集要項（案）ですが、今の内容に即して進めさせていただきますが、まず委員の要件で、(1)には、社会環境、自然環境、公害、法律、住民移転「等」としてください。この五つだけではなくて、もう少し幅広く捉えていただきたいと思います。  
 あとは、5番め、業務内容のところの表現が変わりますね。この部分も修正してください。頭のところに、審査のすべてに関与するというようなことを。ガイドラインに書いてあるとおりになりますが、それを覚えてください。これは設置要項と並べます。  
 以上だと思いますが、いかがでしょう。よろしいですか。これはけっこうハードな仕事になると思います。JICAの規定によるというと、どのぐらいの処遇があるか分からないので、委員会出席期間、準備期間の部分もちゃんと謝金を出すことが分かるようにしたほうがいいと思いますが、あまり書かないほうがいいのでしょうか。
- **富本** そうですね。これは先ほど申しましたとおり、JICAの書き方にもよりますし、JICAの規定によるということで、それ以上のものは出せませんので、規定の中で行うということにさせていただきます。
- **原科共同議長** ただ、十分勘案していただくという記載も・・・。
- **富本** そこについてもいろいろ議論しているのですが、これまでのいろいろな国内支援委員会についても、研究会についても、原稿謝金というようなことはあるのですが、審査会の作業がそれに該当するかどうかということも含めて、ちょっと検討させていただくこととなります。これまでの外部の委員会や審査会等では、事前の準備というところで謝金を払ったことはあまりありません。むしろそういうことがお忙しい先生がたに対して負担にならないように、的確な資料を準備して、それをあらかじめさっとお読みいただいて委員会の場でご議論を頂く。その委員会の時間をある程度取って、十分な議論ができるような体制にしたいと思っております。  
 そのうえでさらに、何か報告書を書いていただくとか、実際に相当な時間を費やして原稿を書いていただくということであれば対応はまた考えさせていただきますが、一応表現ぶりは「JICAの規定により謝金と旅費を支払う」と。旅費等ということですが。
- **原科共同議長** 委員会に出たのに、なおかつ原稿も書かされてはみんなかなわないと思いますが。
- **富本** いや、原稿を書くという意味は、先ほどの報告というようなこともありましたの

で、ちょっと口を滑らせたけれども、実際には審議会に出ていただいた時間内で議論が終わるように、審議会の円滑・効率的な運営をしたいと思っております、できるだけご負担にならないような形にしたいと。そうでないと、恐らく委員に立候補されるかたがたは非常にお忙しいかたではないかと思っております。

- **原科共同議長** いや、そういう人でないと頼めません。
- **富本** ですから、表現ぶりはこのままにしておいて。
- **原科共同議長** だから、それなりの対応をしていただかないと、なかなかいい人は集まらない。

田中研一委員、どうぞ。

- **田中研一委員** 今の件につきましては、富本さんがおっしゃったとおりなのですが、ほかの国内支援委員会などの謝金制度を横並びで全部考えますと、表現はこのようになります。基本的に、やはり旧作業監理委員会、国内支援委員会で委員をされているかたも、相当前準備をされるわけですけれども、そこに対して、今まではそのための謝金制度は基本的には作ってこなかったということがあります。ある意味で、この委員会を経て実際に審査会が始まりますと、ボランティアでやっていくような部分も出てくるのですが、そういうかたがたに、最終的には誠意をもってお願いするという形になっていくのではないかと思います。

- **原科共同議長** これまでそういうシステムだったこと自体が問題だと思います。つまり、きちんとした審議をしていただくにはそれなりの対応をするのが当たり前です。情報生産ですから。中身のある審議をしていただくには、当然そういう対応をこれからぜひ考えていただきたいと思います。ですから、過去の横並びという発想自体が全くおかしいのです。機能がそれぞれ違うわけですから、全くイーブンにやっているのはおかしいことだと思います。日本のいろいろな審議会等にはそういうものが多いのです。結局形だけで、本当に実際にきちんと審議していただくのなら、それなりの対応をしなければだめだと思います。

一方で、調査などいろいろな委託をする場合にはそれなりに対応しているわけでしょう。この場合には、一般調査で、個別の小さな調査でもかなり重要なことを検討していただく場合もあるわけです。だから、むしろ審査諮問機関、審査会の位置づけ自体をしっかり考えていただいて、何もかも横並びという発想自体を切り替えていただいたほうがいいと思います。だから覚悟してやらなくてはいけないかなと思ったのです。

- **富本** 今のご意見を承りまして、内部でももちろん検討しますが、表現ぶりについては今のところこういう形で頂きまして、今のご意見も付して内部で検討したいと思います。最終的にどういう形になるかについては、内部の規定として定まるところだと思いますので、それをご報告いたします。

- **原科共同議長** 川村委員、どうぞ。

- **川村委員** 今のことと少し関連して、ぶり返すような話になるのですが、先ほども触れさせていただきましたが、やはり1年に1回ちゃんと年次報告を出すというような



形の位置づけをしたほうがいいのではないのかという気がします。任期が2年で人がくるくる変わっていくと、確かにその議事の中で出たいろいろなことが資料上は残りますが、委員会として、今年出た議論の中でこの部分が重要だということを一応記録できるような制度は、担保しておいたほうがいいのではないのかという気がするのです。

もちろん、日常業務が現実に個別のプロジェクトの審査と、それについての実務的なコメント、諮問、答申だけに限られるのであるならば、年次報告書も簡単になります。こういう案件についてこういうことをしましたと、非常に簡単にできるから、それほど負担にはならないと思います。

ただし、1年を通じてこういう部分でちゃんと記録しておかなければいけないというようなことがあったときに、それができるような体制、それこそ組織的な記録として継続できるような体制はあったほうがいいのではないかと。やはり今までの日本のこういう諮問機関的なものは、そういう取りまとめをあまりせずに、とりあえず議事録で流していくということが多く、それが逆に重みを軽くしているようなところがあるのではないかと思いますので、横並びで考えないという趣旨で、その辺も少し考えていただければと思います。

○ **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。

○ **富本** 今の点につきましては、審査会の議論だけではなく、この環境社会配慮ガイドラインを適用して、JICAとしても一体どういう成果があったか、あるいは問題点があったかということについての何らかの知見をまとめることは考えています。年次報告書がいいのか、あるいは評価報告書のように別刷りがいいのか、あるいはホームページがいいのか、いろいろな方法があると思いますが、いずれにしてもそういった環境社会配慮ガイドラインがまさにこれまでご議論いただいた結果、どうなったかということが逐一分かるような形で、年に1回なのか分かりませんが、報告をぜひ考えたいと思っております。

その中に、審査会の中でどういう議論があったのか。個々の案件だけではなく、ガイドラインの改定についていろいろなご提案があったというようなことも含めて、何らかの形でまとめたいと思っております。それは公開する議事録とは別のものとして考えておりますが、今どういう機会を公表できるかについて、少し検討しているところです。ですから、今のご意見は非常に貴重なものとして承りたいと思います。

○ **原科共同議長** どうもありがとうございました。

それでは、吉田委員、どうぞ。

○ **吉田委員** 僕も、一つ今のところで悩んでいました。やはり、委員長名で年次報告書を書くということを業務の一つ入れたほうがいいような気がします。ということは、今までの議論の中で、環境社会配慮ガイドライン改善のための資料をどう蓄積するかというようなことや、委員長自身、24回議事録が出されたものをサマライズし、それなりのレビューをして、蓄積して次の年に、次の委員に生かす。かつ、5年後のガイドラインに生かすものがやはり必要だという気になってきましたので、ぜひ業務の中で、委員長は年次報告書を作るということを提案します。大体コンセンサスはあるので、内容について書く必要は

ないと思いますが、ぜひ検討願いたいと思います。

- **原科共同議長** 今の件、いかがでしょうか。今、富本委員のご説明で、そういったことを考えておられるということですので、業務に明示したほうがいいのではないかと吉田委員のご意見です。わたしもそのように感じますが、いかがでしょうか。
- **富本** どういう表現にしましょうか。
- **吉田委員** 委員長が。
- **富本** 年1回ですか。これはまた、委員長は大変な作業になるかもしれませんが。あるいは2年に1回。
- **原科共同議長** 年次報告書でよろしいのではないですか。
- **吉田委員** 各委員長が、例えば、これだけヘビーなものをこんな安い金でやっていたらと書けるわけです（笑）。
- **富本** はい、分かりました。
- **原科共同議長** 情報公開促進のために大変効果的だと思います。
- **富本** 報告書をバーンと出すとなりますと、現在・・・。
- **原科共同議長** いや、作っていいのですよ。
- **富本** かなり大変な作業になります。
- **原科共同議長** あと参考資料がくつつくから、嫌でも厚みは出ますから。
- **富本** それは審査会だけにするのか、あるいは先ほど申し上げたとおり、ガイドライン全体について概括していけばいいのかということについての取り扱いは、最終的な印刷物とするときのやり方については各々に任せるとして、いずれにしても委員長に報告書を作っていて、しかるべき審査担当役員のほうでやっていただくという機能を。
- **原科共同議長** 年次報告書を作成し、報告すると。
- **富本** はい。
- **原科共同議長** はい。
- **作本委員** そうすると、今の文章のまとまりなのですが、わたしも今の5番の業務内容で、すべてが諮問を受けた内容に絞られるかどうか限られていますので、5番になりますけれども、この前提はやはり諮問に対する答申ですよね。諮問の内容に（1）（2）（3）（5）は入るということははっきりしているのですが、今のガイドラインについては議論があるかと思い、もう一つ新しい年次報告書を加えますね。この年次報告書も諮問が必要なのですか、必要ないわけですよね。そうしますと、すべての出発点が諮問から始まって答申に終わるような業務内容になっています。これは、いわばこの会議体の性格だと思われませんが、そのあたりの交通整理のしかたが何かないかなと思います。
- **原科共同議長** どうぞ。
- **富本** すべてをできるだけ諮問から出発させるというのは文章上、非常に簡単なもので、諮問の中に、あるいは委嘱事項の中にそういう報告書を作っていていただくということも入れて、事務的に処理したいのです。あまり書き込んでしまうと、何でもかんでも書かな

ければいけないものですから、すみませんが、そのようにさせていただきたいと思います。

- **原科共同議長** それでは議題の2、環境社会配慮審査会の設置要項、委員募集要項、この件はひとつお話しいただきまして、よろしいでしょうか。

では、しばらく休憩を取ります。

- **片山徹委員（代理齊藤）** 委員長。
- **原科共同議長** はい、どうぞ。では、休憩の前にもう一言。
- **片山徹委員（代理齊藤）** O E C C片山の代理で参りました。特別ここでご議論いただく必要はないのですが、単純な質問です。委員の選考のところ、専門性を有するかたを7名から9名、これは専門ごとに社会環境1名、自然環境1名という形なのか、バランスを考慮して全体を7名一度に募集してしまうのか、それぞれ募集の形態について。

続いて、任期2年というのも、2年ごとに全員改選になるのか、半数改選のような形でラップをするという形にするのかが質問の2点め。

3点めは、途中での委員の辞任に対する対応をどのような形にするかということ、事務局のほうでコメントを頂けたらと思います。一応ご質問です。

- **原科共同議長** では、今の件、ご回答をお願いします。
- **富本** 2番めのほうは、再任を妨げないわけですから、先ほどの議論のとおり、半数とかそういうことではなく、全員が変わってしまう可能性もありますけれども、常識的にはできるだけ多くのかたがたに残っていただくほうが、継続性という意味ではいいということが前回の議論の場でありましたので。

それから、辞任につきましては、これはいかんともしがたいことで、その場合には、任期の残りを再度公募するのか、あるいはもう残りは置かないのかということになると思います。これは事務的に処理させていただきます。

1番めのご質問の趣旨をもう一度。

- **片山徹委員（代理齊藤）** 7名から9名をそれぞれ、例えば社会環境を1名、自然環境を1名、公害を2名というような募集にするのか、すべてをまとめて募集して、あとは選考の際にバランスを考慮して選考するのかということですか。
- **富本** 恐らく後者だと思いますが、これは選考委員会での議論になると思います。少なくとも最低、この書かれている分野については1名はいなくてははいけないと思いますが。
- **原科共同議長** これは五つだけ書いてしまったのですが、「等」が入りますから、もう少し広がります。五つだけ書いてあったので誤解を招いていたのですね。この五つしかやらないみたいになっていました。
- **富本** 最終的には応募状況を見てということと、最低限この分野については1名以上確保するという事は今申し上げたと思います。
- **原科共同議長** ですから、「等」という表現で、もう少し幅広くいろいろ考えるというニュアンスを伝えたいと思います。自然環境といっても広いですから、2～3人必要になる可能性はあります。バランスを考えて選んでいただきたいと思います。

それでは、しばし休憩を取りまして、今 32 分ですので、40 分に再開します。

◇◇◇      ◇◇◇      ◇◇◇

休憩 (11 時 31 分～11 時 40 分 9 分間)

◇◇◇      ◇◇◇      ◇◇◇

○ **原科共同議長** では、40 分になりましたので再開いたします。次は議題の 3 番めです。異議申し立て制度の議論のポイントということです。FC. 8-4 の資料がございますので、これを簡単にご説明ください。上條さん。

○ **上條** それでは、FC. 8-4 の資料をごらんください。第 7 回のときにもこの資料を出し、ひととおりご説明しまして、今回修正したところがあります。ひととおり議論してから修正とは思っていたのですが、非常に重要なポイントで、先週非公式な意見交換もしましたので、その結果を踏まえて、2 ページめの 8. 異議申し立ての期間、この部分を修正しましたので、簡単にご説明させていただきます。

趣旨は、このガイドラインは、開発調査事業と無償資金のための事前の調査と、あと技術協力プロジェクトの三つが対象なのですが、第 7 回のときには、スキームによって期間をさまざまに変えた表現にしていたのを、今回、JICA が関与する部分ということで統一しました。

開発調査であれば事前調査結果を示したとき、事前調査結果は今後ホームページに出す予定にしていますが、その日から始まって本格調査が終了したときであり、それは最終報告書が JICA のホームページに掲載された日であるということです。

無償資金協力については予備調査結果を示したとき、これも予備調査結果がホームページに掲載された日から基本設計調査が終了するときまで。その結果はホームページにアップするということです。

技術協力プロジェクトは、協力が終了するまでということなのですが、事前調査結果から協力が終了するまで、それは R/D に記載された協力の終了日までということなのです。

そのように、JICA が関与する期間を三つのスキームごとにすべて統一し、始まることから JICA の協力が終わるところまでという表現に修正しました。以上です。あとは特に、まだ変えてありません。

○ **原科共同議長** 今のようなご説明です。2 ページめの 8 番めのところだけ期間をこのように設定したということです。

あと、「審議員」が「審議役」と変わりましたが、これも後に訂正するというので、この段階ではまだ変えておりません。

それでは、ご意見・ご質問等お願いいたします。

○ **松本悟委員** 全部ダーッとやるのですか。順番に区切りますか。

○ **原科共同議長** 趣旨、目的のところは前回議論したと思いますから、3 番めの構成のあ

たりからがよろしいと思います。3番、4番はよろしいでしょうか。

「2ないし3名を配置する」、それから「審議役は、法律、環境社会配慮、もしくは国際協力」、こういう順番で表現はよろしいでしょうか。あるいは環境社会配慮をメインに持っていくという手もありますが。「環境社会配慮、法律、もしくは国際協力」。いかがでしょうか。

それから、「異議申し立てについては、いずれかの審議員が担当することとする」。これは合議制ではないという意味になりますか。どうでしょう。

作本委員。

○ **作本共同議長** 構成の(2)ですが、「もしくは」ということで、またはということになっていますけれども、(1)で「2ないしは3名」ということで、2名か3名か分からない状態になっています。(2)のほうでは、「法律、環境社会配慮、もしくは」ということで、これは「または」ととらえてよろしいのですか。そうすると、「または」というのはどの部分に……。この3つの提案のうち国際協力だけが重要性が低いかなど。そのあたりの比重の関係を。3名とか人数があらかじめ固定されているわけですか。

○ **原科共同議長** 富本委員、どうぞ。

○ **富本** この表現ぶりは、「2ないし3」と「法律、環境社会配慮、国際協力」というのがそれぞれ並立するわけではなくて、仮に2ということになれば、分野は、法律、環境社会配慮、国際協力のうちからどこか選ばれる、3であればすべてが入ると。前回までの議論であれば、法律というのは非常に重要だという議論はされました。あとは、環境社会配慮や国際協力かということになります。どちらが重要かということにはわたしは申し上げられません。仮に2名しか配置しないということになれば、どちらかから選ぶということになると思いますが、法律の優先度は高いということが前回までの議論にはありました。

私どもとしては、3名にしたほうが簡単かとは思いますが、2名しか立たない場合があるかということも考えてこういう表現にしています。そこはご議論のところだと思います。

○ **原科共同議長** いかがでしょう。ということは、法律の分野から1名、環境社会配慮の分野から1名。今の件はそういうことでしょうか。もしくは国際協力という分野に入るか入らないかは2名か3名ということで決まるということですね。よろしいですか。

○ **松本悟委員** そのことも含めて。

○ **原科共同議長** では、松本悟委員、どうぞ。

○ **松本悟委員** 今の流れで3の(2)ですが、これは機会によって方針があっていると思いますが、世界銀行などの場合はけっこうたくさん書かれています。要項には書いてないのですが、本当の募集要項を出すときに詳しく書かれます。例えば発展途上で仕事をした経験があるとか、あるいはコミュニケーションを取ることによって優れているとか、書かれています。

これまでの世界銀行のインスペクション・パネルを見たときに、法律の専門家は実はほ

とんどいません。ですから、これはJBICの時も思いましたが、日本ではなぜか法律をすごく強く取りますけれども、実際、ここは裁判所ではありませんから、厳密な法的なものというところ以上に、現地で起きていることが一体どういうことであるかということ、現地コンテキストを理解しながら見ることができるということがかなり問われていると思います。ですから、わたしはこの重要とされる資質についてはもう一度、書きぶりは広く書いておけばいいと思うのですが、実際の募集のときにはよく考えていただきたいと思っています。

それともう一つ、目的に戻りますが、前回は少し話したかもしれませんが、異議申し立ての中身を見れば、単に不遵守を追及するだけではないわけです。つまり、これをやっていないという申し立てを受けることではなくて、むしろ何らかの被害が起きるのではないかという可能性があるものに対して遵守を確保するメカニズムであるという、その二つが入っているのだということがとても重要なことです。したがって、ガイドライン遵守ということが唯一の目的ではなく、あくまで環境社会被害をなくしていくというところに、この異議申し立て制度のもう一つの重要な目的がある。したがって、それを書かずに遵守だけを書くということにするのは片手落ち、不十分ではないかと思います。その2点です。以上です。

- **原科共同議長** 今の意見に関していかがでしょう。富本委員。
- **富本** まず世界銀行との関係から言いますと、途上国での経験やコミュニケーションの問題を、募集要項にどう書くかということは今後議論されると思いますが、いわゆる国際協力の知見という中には当然入ってくる話だと思っています。当然そういう人でなければ、現場へ行ったり、現場のかたがたとの意見交換をしたりして調査をするということではできません。国際協力だけではなく、環境社会配慮も法律も、すべて資質が必要だということはお指摘のとおりだと思います。ここは募集要項のときに工夫をしたいと思っています。

ここで法律を出してきたのは、前回の議論にもあったように、「被害」とおっしゃいましたが、そういった法律関係が生じて一つの判断を伴うことであろうと。それは理事長に対する提言ですが、そういったことから、世界銀行とは事情が違うのかもしれませんが、JICA、JBICでは法律ということが非常に重要であると判断した結果ではないかと考えております。

それから、目的の議論に戻るのでありますが、確かにガイドライン上は、調査中に被害を受ける、あるいは調査の結果、非常に蓋然性の高い被害が起きる可能性があるかたがたが申し立てをすることができるということなのですが、被害が起きないように遵守をするというのがそもそもガイドラインの規定の根本的な思想・理念だったのではないかと考えております。

ですから、まずはガイドラインを遵守するということが、これだけきっちりガイドラインの中で定められているプロセスを踏むということが非常に重要で、それがどうだったかということが結果としては被害にかかわるということ想定された、これまでの議論でした。

そのようなことからして、やはり異議申し立てというのは、このガイドラインが本当に遵守されているのかどうかということを調査の中で確保する、協力事業の中で確保するということが最も重要なことではないかと思っております。ですから、そのこのところをまずしっかりと見る、そしてその結果、仮に不遵守があった場合は、その事実を調査して、理事長に報告をし、理事長が適切なアクションを取るようにする。そのような趣旨でこの目的のところは書かれていると思います。

ですから、それから先のお話をこの目的の中に入れてしまうと、異議申し立て制度の議論からは少し逸脱してしまうのではないかと考えます。以上です。

○ **原科共同議長** いかがでしょうか。

先ほどちょっと審議員の分野というか、法律が重要だというご説明でしたが、相対的に考えるとどうでしょうか。法律というよりも、やはり環境社会配慮や国際協力のほうが重要度は高いのではないのでしょうか。法律と言いますと、いろいろな分野がありますよね。かえって選びにくいということがあります。

どうぞ、富本委員。

○ **富本** 環境社会配慮も非常に幅が広く、国際協力も実はものすごく幅が広い。いずれも幅が広いし、法律と言いましても、もちろんあらゆる問題を知っている人は非常に少ないと思います。特に、日本の法律の専門家の場合、途上国の法律の状態をどのくらいご存じか。特に想定されるのは、途上国の住民が、まさに政府との間でやりとりする問題についての知見ということになり、これは法律といってもある意味でかなり国際協力に・・・。

○ **原科共同議長** 法律といっても、むしろ大事なのは国際協力ですよ。すべての分野のかたが法律のことはある程度知っているわけですから。

○ **富本** 国際協力を実施するうえでの法律をよくご存じのかたが非常にいいと思います。同時に、ある程度日本国内の住民の申し立てや、環境に関するいろいろな法例をご存じのかたが必要です。いずれにしても、この異議申し立て審議役は一つの判断をするという非常に大きな重みを持っておりまして、選ばれるかたがたも当然ながらその分野については相当の知見があり、あるいは長い間の蓄積に基づくある程度の判断ができて、それが説得力を持つようなかたがたである必要があると思っております。

そういう意味で、法律というの、当事者間のある程度のやりとり、あるいは意見を判断するというところで、非常に重要ではないかと思っております。

○ **原科共同議長** 判断という意味では、法律よりもっと別の枠組みで考えたほうがいいように思いますが。特に紛争解決などを考えますと。

どうぞ。

○ **田中研一委員** 今の法律につきましては、ここでお名前を申し上げていいかどうか分かりませんが、例えばこの委員の中にも、途上国のアセス関係の法律をやっておられるかたもおられます。その研究者のかたたちもグループを作って、いろいろな書物も出しておられます。そういうかたがたの中から入っていただくと、それはありがたいことだと思

います。そういう人材はいらっしゃると思います。

- **原科共同議長** どうぞ、作本委員。
- **作本共同議長** 先ほどちょっと言ったのですが、字句がどうも気になります。「もしくは」というのは、どうも硬いです。この段階では「もしくは」というように選択的にしないで、よく使う「および／または」とすると、三つが対等になるのではないかという気がします。日本語としてはどうしようもないのですが、「および／または、国際協力の知見を」と、順番は考えなくてはいけませんが。そうすると、三つが対等というか、優先順位が同じになるのではないかと思います。
- **富本** 「2名ないし3名」はそのままにしておくということですね。人数については。
- **作本共同議長** それは多数決も関係あるでしょうから。
- **富本** 3名にしてしまえば非常に簡単で、簡単というのはおかしいですが、三つの項目がすべて含まれるわけですからいいのですが、「2ないし3名」と、どのぐらい立つかが想定しにくいものですから、そういうことを申し上げているのです。3名ということにして、「法律、環境社会配慮、国際協力」ということで決めてしまえば、作本さんのご疑問は解消されるということでしょうか。あるいは3名とも環境社会配慮にしろというご意見ですか。そういうことではない？
- **作本共同議長** 3名くらいいてもいいのではないですか。
- **富本** だから、3名にして、「法律、環境社会配慮、国際協力」ということにすれば、おのずとそれぞれが1名ずつということになりますが、そういうご意見でしょうか。これはあくまでもここでの合議ですから、JICA がこうしているからこれに行くのだということではないので、ぜひ皆さんのご意見を頂きたいと思います。
- **作本共同議長** 審議委員が2名というのは何かイメージしてみますと、大変な話だから決められないということになりますから、やはり3人のほうがいいのではないかと思います。分野が違うということで。
- **原科共同議長** そうですね。2ないし3というのは、3名にしてしまってもいい。どうでしょう。  
どうぞ。
- **吉田委員** これは、いずれは実行しなくてはいけない。そのときに JICA のほうが結局、また説明するのに大変困るから、ここで3名という提言をしたらどうかと思います。そうすると、以下のところも「もしくは」は要らないわけです。ただ、これははっきり規定するのも何なので、「主に」とかそういうものを入れたらいいような気がします。はっきりこの段階で3名で、法律、環境社会配慮、国際協力、それ以外はないと皆さんが自信を持てるのなら、それで。
- **原科共同議長** ちょっと表現を・・・、そうですね。それでは、3名のほうがよいのではないかというご意見がたくさん出ていますが、どうしましょう。3名にしましょうか。ご異議はございますでしょうか。委員の皆さんは2名でも3名でも、コストの問題を考え



なければ3名のほうがいいだろうということになると思いますので、むしろ JICA のご担当で3名が可能かどうかということになるかと思いますが、いかがでしょう。

- **富本** 吉田先生のご意見のとおり、確かに決めないところが判断を迫られて、後で説明しなければいけないということになりますから、委員会の中で3名というご意見が強ければ、3名ということにしておいていただいてもよろしいと思います。3名立てるのが非常に困難ということがあれば、またそのときにご報告しなければなりません、できるだけ3名を立てるといふか、これは公募になると思いますから、分野とも関連がありますが、3名を配置するということでもし合意がなされれば、JICA としてもその方向で努力したいと思います。
- **原科共同議長** そうしますと、ここでは3名ということで提案させていただきます。「2ないしは」を削除していただいて、「3名を配置する」と。  
それから「審議員は、法律、環境社会配慮、もしくは」の「もしくは」を取ってしまう。三つですから。「主に」を入れますか。
- **吉田委員** 全体的な環境ガイドラインの、今まで議論してきた中での風向きといふか、重きといふか、優先度といふか、議論の進め方、あるいは技術協力の精神・哲学などを考えていくと、最初にやはり国際協力、次に環境社会配慮、そして法律という並びのほうが、わたしは理解しやすいと思います。
- **原科共同議長** わたしも法律が最初というのは変な感じがしますね。「環境社会配慮、国際協力、法律」でもいいのですが。何か法律が最初というのはおかしな感じです。
- **富本** 別に順番をどうこうするつもりはありませんし、先ほど審査会でも法律が最初にあったのですが、後ろにしましたから、順番のご議論はあるとしても、法律を最初に出さなければいけないという意味ではありません。ですから、吉田委員のご提案のように、「国際協力、環境社会配慮、法律」でもいいですし、「環境社会配慮、法律、国際協力」、でもいい。いずれにしても、重きは同じレベルで置いていると。そして、やはり法律は、環境社会配慮や国際協力と同じように、我々としては重要だと考えているということを申し上げただけで、順番の置き方については拘泥するものではありません。
- **松本隆平委員（代理前田）** 議長、よろしいでしょうか。
- **原科共同議長** はい、松本委員、どうぞ。
- **松本隆平委員（代理前田）** 農水省から松本委員の代理で来ております前田です。先ほど作本委員からお話があったと思うのですが、3の(3)で「他の審議員の意見を踏まえて報告書を作成する」という表現があるのですが、最終的に3人の審議員の意見を合議のうえで報告書が作成されるのか、担当とされた審議員が他の審議員の意見を聞き取り、最終的にはそのかたの判断によって報告書が作成されるかによって、分野の配分も変わってくるかと思えます。そこをまず整理したうえで、分野を議論したほうがいいのではないかと思いますので、発言させていただきます。
- **原科共同議長** (3)の趣旨は、合議制でという意味なのか、あるいはどなたかが責任

を持って、参考意見程度と考えるのか、それはどのようになりますでしょうか。

- **富本** (3)につきましては、まず審査役が仮に3名配置されたとしますと、そのお一人をこの当該異議申し立ての担当として、まず異議申し立て内容について調査をするなりということについてやっていただきます。そのうえで、他の委員の意見を踏まえて、ある意味では合意された意見に基づいて報告書を作成するということになろうかと思えます。どなたか一人を担当として決めるということではありません。そういう表現です。
- **原科共同議長** 担当を決めて、基本的には合議制ですね。議論して決める。よろしいですか。そうしますと、審議役については「主として」とかそういう表現はつきますか。あるいは法律を最後に持って行って、「環境社会配慮、国際協力、法律の知見」と表現する。趣旨に「環境社会配慮の遵守に関する異議申し立て制度」と書いてありますから、やはり環境社会配慮から書くほうがいいかなと。「環境社会配慮、国際協力、法律の知見を有する者を」。
- **吉田委員** JBICのことなのですが、JBICは、「以下の知見」というのは三つすべてということではないのですか。「および」ということではないのでしょうか。確認なのですが。
- **澤井委員** JBICのものはわたしは承知していないのですが、実際お願いしているかたは、法律のバックグラウンドを持ったかたと、環境社会面、行政面で長い経験をお持ちのかた、お二人をお願いしています。

その発想として、ガイドラインの不遵守に関する異議申し立てをチェックするという作業を考えると、ガイドラインという、法律ではありませんけれども、一応ルールブックがあって、それに照らしてどうかということを逐次チェックする。その場合には、途上国の環境アセス法などもあるでしょうし、何をどの程度というのは一般社会常識上の判断もありうるでしょうし、そういうチェックの仕事のやり方が極めて法律的なアプローチというか、考え方を適用するにふさわしいのではないかということがあったのではないかと思います。

必ずしも法律のかたということで、最初から決め込んでそうしたわけではないのですが、国際協力関係にも理解のある法律関係、弁護士のかたをお願いしているというのが実態です。

- **原科共同議長** 川村委員、どうぞ。
- **川村委員** すみません、一つだけ。具体的に今後どうのこうのということではないのですが、考え方についてです。確かに法律というのは非常に重要なのですけれども、法律を運用するときに、合法・非合法という形で物を切り分ける考え方と、法律を一つの基準にしながら、公正さが保たれているかという視点で見る、要するに最近よく行われているADRですが、裁判外の紛争処理のときに使われる考え方もあるわけです。これは裁判ではないということは、むしろ裁判外の紛争処理の基準にして考えるほうがよく、そうなれば、あまり合法・非合法にこだわるよりも、公正かどうかということが重要になってくるのではないかと。

それを考えたうえで、あまり裁判所的な法律家を任命するのではなく、もう少し柔軟な  
かた、調停なども含めた経験をお持ちのかたのほうが、実際はいいのではないかという気  
がします。

- **原科共同議長** わたしも全くそう思います。環境紛争の世界のこの 10~20 年の経験か  
ら言って、適法性だけを議論しては問題解決できないということは分かっています、ま  
さに ADR です。ですから、これはむしろミディエーションという、世界中の共通の言葉で  
す。ですから、中身が判断できることがいちばん大事なので、環境社会配慮や国際協力と  
いう中身の議論をきちっとできるかたを優先すべきです。適法性だけで議論すると、非常  
に形式的になって、本質的な解決にならない。これはもうこの 10 年の経験で明確です。  
それはおっしゃるとおりだと思います。

富本委員、どうぞ。

- **富本** 私どもも別に適法性だけ判断するために、この法律のご専門の異議申し立て審議  
役をお願いしようということではありません。まさに澤井さんがおっしゃったとおり、ま  
ずガイドラインが遵守されているかということについて、ガイドラインは法律ではありま  
せんので、そのルールブックに則った調査がなされているか、あるいは審議がなされてい  
るかということについてのご判断を頂くということだと思います。

それから、特に国内、そして途上国において、そういう紛争がどのようなプロセスを経  
て解決されているのかといった知見をお持ちのかたの中から、まさに非常に極端な裁判ま  
で行く前にそういうことが緩和できるのかどうか、あるいは解決ができるのかどうかとい  
うことについて、ご意見を立てられるかた。あるいは、国際人権条約などの面についても  
知見をお持ちで、そういった観点からいろいろな立場に置かれているかたがたの状況を判  
断できるようなかたということから、この法律ということを行っています。

もちろん国際協力をよくご存じの法律家が一番いいわけで、別に裁判官や弁護士だけで  
はなく、その方面の法律を勉強されている方々でもいいわけです。そういった趣旨でこ  
の法律ということを行っています。

- **原科共同議長** 分かりました。それでは、整理しますと、構成に関しましては、(1)  
番めは 3 名ということにしました。(2) 番めの審議員(審議役)は、並ぶ順番は法律を  
後のほうにし、環境社会配慮ないし国際協力を前に持ってくるという格好でよろしいで  
しょうか。そして「点」でつなぐ。例えば「環境社会配慮、国際協力、法律」という表現に  
して、点は中黒がいいですか。中黒だと全部持たなければいけない。
- **富本** 中黒だと、お一人のかたが三つ持っているということになりませんか。
- **原科共同議長** 点だと両方だから、アンド、オアになるのではないかと思います。中黒  
だと全部するということになってしまうでしょう。セットがいいのかな。中黒でセットに  
しますか。
- **富本** 中黒だと、お一人のかたが三つの分野を。
- **原科共同議長** だから、三つ持っている、そしてウエートは人によって違うと。ただ、

どれも同じで、となると、かえって始末が悪いですよ。マンションの宣伝では、3駅が近いというのは結局あまり役に立たないという話だから。みんな近いというのはみんな遠いということでしょう。

- **富本** 現在のままのいわゆる。
- **作本共同議長** スラッシュ。
- **原科共同議長** スラッシュ？ 中黒の表現はどうでしょう。点にしてしまうと三つに分かれてしまうから。中黒にしておいて、どこにウエートがあるかは、例えば法律に強いかったや、三つとも大体分かって、環境社会配慮に強いとか、国際協力に強いと、だけどほかのことも分かっている、そんな感じでしょうか。
- **富本** 中黒でなくても。
- **原科共同議長** スラッシュで。
- **富本** 現時点では句点でしょう。それでよろしいのではないかと思います。中黒ではなくて。
- **原科共同議長** 点ですね。
- **富本** はい。
- **原科共同議長** では、この表現ですね。分かりました。  
では、今のことで、もう少し弾力的に判断できるようにしましょう。あまり固定的にしないほうがいいので。中身が大事です。
- **作本共同議長** 字句で申し訳ないのですが、やはり読み方によっては、田中さんのほうから質問がありましたように、三つとも要求されているのか、それぞれの分野で一人ずつ取るのか、この文章から判然としないという気がします。「～の知見を有する者の中から」と、三つ重なってもいいし、一つでもいいしということで、選ぶ裁量をこちらで持とうではないかと思います。
- **原科共同議長** それではもう一回行きます。「環境社会配慮、国際協力、法律の知見を有するものの中から理事長が委嘱する」、そういう表現でよろしいですか。  
では、そのようなことにしましょう。(3)番は合議制ということで確認しました。よろしいと思います。  
それでは4番以降いかがでしょう。審議員の任期。これはもうこれでいいですね。これは再任うんぬんということは書かなくていいですか。任期は2年だから再任もありうるし、ないこともある。任期は2年ということですね。原則2年間。妨げないということは書かなくてよろしいですね。  
では、5番め、審議員(審議役)の権限と義務。義務というのが任務になるわけですか。
- **富本** 権限が(1)から(4)までで、義務が一番下にあります。
- **原科共同議長** 権限と義務がありますが、審議役の役割や職務、任務というものはどれになりますか。それは明記していないですね。審議役は何をやるものか、職務は何かということですけども。

12時半まで大丈夫ですか。

- **松本悟委員** いや、幡ヶ谷なので、ちょっと。
- **原科共同議長** そうですか。言い残すことはありますか。
- **松本悟委員** どちらにしても15分ですよね。
- **原科共同議長** もう時間がない？
- **松本悟委員** ええ。次に期間の問題に入るまで。
- **原科共同議長** 今日は12時半までということで進めます。
- **富本** 任務につきましては、9. の手続きの中に審議役と書いてありますが、ここは主に任務というか、役割というか、あるいは手続きの中に相当入ってきて、具体的なプロセスを含めていわゆる事務のことが書いてあります。ここはまず権限と義務を定めることを守らなければいけない。
- **原科共同議長** このところでまず職務を書いて、そして権限、義務と三つ書かないとうまくないですかね。職務はこうなる、そのためにこういう権限と義務がある、そういう感じの論理構成のほうがよろしいのではないですか。
- **富本** (3)には、「異議申し立てを担当する審議員は、他の審議員の意見を踏まえて報告書を作成する」とまず一つ入っています。その前の目的のところにも、「提言を理事長に行う」、それから事実関係を調査するというので、幾つかのところにもうすでに出ているわけです。こういったものをどこかにひとまとめにすることもできますが、一応こういうことで・・・。
- **原科共同議長** 職務でひとまとめにしたほうがいいように思いますね。そういう工夫をお願いしたいと思います。そのように、ほかに出ているということで、5番め、審議役の権限と義務。現地調査のようなことはどこに入るのですか。
- **上條** 9番の(6)の最後に「必要な場合には現地調査を通じて行う」と。
- **原科共同議長** 権限の中では書かない。
- **富本** ここは手続きというか、むしろ役割なり任務なりということを書いてあるので、まずそういう権限と義務を確保したうえで、具体的に何をどうハンドリングするかということについては9. で書いてあるというまとめになっています。

むしろ書き方としては、権限、義務ということをまず確かめてから、手続きの任務、役割というものを書いたほうが、制度についての議論の進め方の順番としてはいいのではないかと。目的、構成があって、権限と義務があり、それから具体的な要件や手続き面が書かれている。もちろん、これは後で最終的な要項を定め、そのときに順番は多少入れ替わるとは思いますが、今のご議論のポイントの順番としてはそういうことが基本的なことです。
- **原科共同議長** 今のようなことでよろしいですか。

作本委員、どうぞ。
- **作本共同議長** 権限と義務ということで考えまして、(4)番ですが、「JICA職員と同等に設備を利用することができる」というのは言い過ぎではありませんか。公共施設まで利

用できるというのは。

- **上條** この表現は JBIC のものをまねたというのが正直なところですが、ただ、図書館でいろいろ調べ事をしたいようなときに、図書館は、職員であれば閲覧する書庫まで全部入れますが、そうでないかたは入れなかったりします。それは、この文章の中でも読めるとも思えます。ただ、福利施設を使いたい、それが異議申し立ての調べ事に必要なのだともいわれれば、ご利用できるように整えると思いますが、そういう想定までするのかという気はします。

ただ、この審議役になったかたのご判断は尊重したほうが良いと思うので、職員が普通に仕事で使っているようなところをもしお使いになりたいということがあれば、何を想定するかというのはなかなかよく分からないところがありますが、JBIC で記載しているようなものと横並びで、そういう表現は書いておいたほうが良いのかなと判断しました。

- **富本** JBIC のほうでは主に本部の施設というか、事務所や図書室、資料室などということなのですか。
- **澤井委員** と思います。
- **原科共同議長** 普通そう考えると思います。どうぞ、前田さん。
- **松本隆平委員（代理前田）** 5 の審議員の権限と義務で、「上記の目的を達成するため」と書いてあり、ここで権限が限定されています。
- **原科共同議長** そうですね。現地調査などを行う権限というのは要らないのでしょうか。現地調査をやらなければいけないと思ったら審議役の判断でやるとか、それはかなり重要なのではないですか。これだと、二次情報にのみアクセスできる、現地調査はダイレクトに情報を集めることなのですか。
- **富本** (3) では、「JICA 職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒアリング及び文書の提供の申し込み・アレンジを行うよう、JICA 関連部署に依頼することができる」という中で、海外へ行って直接意見をもらうということで、そのアクションをするためには、海外出張等の手続をしなくてはなりませんので、そこに含まれているとご理解ください。
- **原科共同議長** なるほど、分かりました。ではそういうことを含んでいると。では、権限はこのような書き方でよろしいでしょうか。あるいは義務。  
では、先へ進みましょう。2 ページ、対象案件です。対象案件、申立人の要件。6～8 を1セットでやりますか。どうぞ、お願いいたします。
- **富本** この書き方は、ガイドラインに基づいて、協力事業、つまり開発調査でいえば開発調査の期間、無償資金協力でいえば無償資金協力できる期間、技術協力でいえば技術協力が終了する日までの、まさに協力事業、プロジェクトの実施中において被害が生じる、それから、次に将来重大な被害が発生する、相当な蓋然性がある「案件」という言い方をしていますが、これは協力事業、ちょっとあいまいになっていますが、要請案件、対象案件、協力事業ということです。要請案件の中で、まだ協力事業になっていないものもあります。要請されて採択されるかどうかは、外務省に意見を付して最終的に外務省が判断し

ますので、外務省が判断してこちらに通知され、それを実施するということが判断されますと協力事業になるという、ちょっと細かい件ですが、そういう意味です。

プロジェクトというのは、ガイドラインの定義をまず踏まえていただいて、これからいろいろ議論に入りますが、そういうことをご理解いただきたいと思います。そういう意味です。補足でした。

- **原科共同議長** 対象案件はこういう表現で、ガイドラインに規定されたものと整合するように表現していただいたということだと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、石田委員。

- **石田共同議長** 松本悟委員のペーパーで、その対象案件の書き方です。プロジェクトの実施という、このプロジェクトの書き方ですが、プロジェクトというともしかしたら協力事業のことを指してしまうこともあるという観点からだと思うのですが、提案として、「あるいは協力事業の対象となるプロジェクトの実施に伴って」という言い方をされています。このほうが正確かと思うのですが、いかがでしょうか。

松本委員のペーパーの、2ページの下のほう、3の(3)です。

- **原科共同議長** 3の(3)「対象案件：意味を誤解されないか」。表現をこのように変えたほうがいいのではないかと。これはそう変えたほうがいいと思います。

- **富本** これは、松本悟委員のご意見を承ってからのほうがいいと思います。委員がお帰りになってしまったので、今日は聞けないのですが。あくまでも、ガイドラインの定義では、協力事業とプロジェクトというのは違うものです。そこは十分書いたと思います。そのうえで、当然のことながら、それに対する支援をするわけですが、その段階ではこういう事業を JICA の一部と認識するということになります。

- **原科共同議長** ガイドラインでは、用語の説明などが前後に入っていますから、1セットで分かりますが、この議論のポイントのメモでは、そういう説明をしないとまずいかもしれないので、これは今の表現でいいのではないですか。「協力事業の対象となるプロジェクト」という、ちょっと説明を加えたほうがうまく伝わるのではないのでしょうか。

- **富本** ちょっと説明させていただきたいのですが、我々はまずこういうものがなされて、ある程度対応できるのが協力事業の範囲と考えております。プロジェクトというのはこちらの提案に書かれておりますが、プロジェクトの実施というものは、当然のことながら、JICA が協力していなければ、それ以外のプロジェクトとは関係ありませんから、まず協力の対象の事業であることは間違いありません。その表現につきましては、今日はあまり時間がないと思いますので、持ち帰って検討させていただくということで。

ただし、先程来申し上げているとおり、まずガイドラインの定義を踏まえていただいて、そのうえで目的なり、あるいは期間というものを議論していただきたい。

- **原科共同議長** では、文言は再検討していただくことにしましょう。時間があと3分を切ってしまいましたので、この辺で一回ストップしましょうか。そして次回のこととか。申立人の要件等は、もしこれで結論が出るなら7までいきますが、どうでしょう。次回に

しますか。では、6. 対象案件でストップいたします。今、文言のことも検討していただくということになりましたので、今日はここまでいたします。次回、申立人の弁から始めます。

それでは、今後のスケジュールにつきまして、事務局、上條さん。

- **上條** それでは、次回のフォローアップ委員会のご案内です。この表紙に書いてあるとおりで、ちょうど2週間後、6月7日の月曜日で、また時間が少し早いのですが、10時から12時半まで、JICAの本部のほうで、11階の11GH会議室で用意をしてあります。

きっと第9回で終わらないだろうと思ひまして、第10回のほうも、議長の皆さんとは相談して定めてあります。それのご案内いたしますと、6月22日の火曜日、10時から、市ヶ谷の総合研修所の405会議室ということで予定してあります。以上です。

- **原科共同議長** ありがとうございます。今回はこのようなことです。今回は新宿、その次は市ヶ谷ということで、毎回場所がいろいろ動きますから、場所を間違えないようにしていただきたいと思ひます。終了時間はいつでも12時半ですので、それをご確認ください。

では、今日の委員会はこれで終了いたしますが、何か特別にございますでしょうか。よろしいですか。それでは終了いたします。どうもありがとうございました。

午後十二時二十九分 終了